

第11回学長選考会議議事録

I 日 時 平成20年9月25日(木) 10時00分～11時50分

II 会 場 附属学校教育局「第一会議室」

III 出席者 石田瑞穂、大崎仁、大竹美喜、古賀正一、小平桂一、柴崎信三、末松安晴、西野虎之介、阿江通良、赤平昌文、植松貞夫、海老原義彦、大塚藤男、清水一彦、田瀬則雄、坪井美樹、中山伸一、西川潔、工藤典雄、腰塚武志、波多野澄雄、吉武博通

IV 議 題

- 1 学長候補者の決定について
- 2 学長候補者の公表について
- 3 学長候補者への所信表明書の提出依頼について
- 4 意向調査投票資格者について
- 5 学長選考意向調査投票管理委員会の設置について
- 6 第12回学長選考会議日程について

V 配付資料

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則

(平成16年法人規則第1号)(抜粋) ----- [資料1-1]

学長選考会議委員辞任願 ----- [資料1-2]

国立大学法人筑波大学学長選考会議構成員 ----- [資料1-3]

学長候補者推薦受付結果(受付順) ----- [資料2]

推薦書等(高木英明) ----- [資料2-1]

推薦書等(井上勲) ----- [資料2-2]

推薦書等(山田信博) ----- [資料2-3]

推薦書等(田中二郎) ----- [資料2-4]

公示(案)(平成20年9月26日) ----- [資料3]

学長候補者の決定について ----- [資料4]

学長選考意向調査投票資格者名簿 ----- [資料5]

意向調査投票資格者名簿 ----- [回覧資料]

学長選考意向調査投票管理委員会委員名簿 ----- [資料6]

学長予定者決定のための学長選考会議の進め方(案) ----- [資料7]

VI 議 事

冒頭に、議長から、前回の本会議において審議された国立大学法人筑波大学の組織及び運営に関する規則の一部改正について、資料1-1のとおり役員会で承認された旨の報告があった。

次いで、議長から、資料1-2及び資料1-3に基づき、田中委員が学長候補者として推薦されることに同意し学長選考会議委員を辞任することとなったため、教育研究評議会選出の学長選考会議委員として新たに阿江通良(本学体育専門学群長)委員を選出した旨の報告があった。

また、前回議事録案については、原案どおり承認された。

1 学長候補者の決定について

議長から、資料2に基づき、学長候補者の推薦受付結果について報告があり、推薦された4名について、推薦書及び略歴書等の審査を行い学長候補者を決定したい旨の説明があった。

次いで、吉武委員から、資料2-1～2-4に基づき、推薦書等の概要について説明があり、審議の結果、推薦された4名を学長候補者として決定することが承認された。

2 学長候補者の公表について

議長から、本日決定した4名の学長候補者の氏名について、7月28日に公示した学長選考日程に基づき9月26日に学内に公示する必要がある旨の説明があった。

次いで、吉武委員から、資料3に基づき公示案について説明があり、審議の結果、現職については、「筑波大学」から表記するとともに、各学長候補者に内容を確認した上で公示することとなった。

また、同委員から、当該学長選考については、対外的に公表しながら進めるべきであるとの本会議での意見を踏まえ、学長の定例記者会見において学長候補者の氏名及び略歴を公表することとしたい旨の提案があり、審議の結果、略歴から本籍及び現住所を削除し、学長候補者本人の承諾を得た上で公表することが承認された。

3 学長候補者への所信表明書の提出依頼について

議長から、学長候補者への所信表明書の提出依頼の手続き等について確認しておきたい旨の説明があり、吉武委員から、資料4に基づき、所信表明書の提出期限、様式、公示日等について説明があった。

関連して、委員から、1名の学長候補者の業績調書について、研究論文の箇所が総括的に記載されているが、本会議での今後の議論等を考慮し、他の候補者と同様に主要な論文の具体的な記載を求めべきである旨の提案があり、審議の結果、了承された。

4 意向調査投票資格者について

議長から、確定した意向調査投票資格者名簿について説明願いたい旨の発言があり、吉武委員から、資料5及び回覧資料に基づき職種ごとの投票資格者数等について説明があった。

次いで、意見交換が行われ、以下の事項について確認された。

- ① 今回の意向調査については、「学長の任期及び選考方法についての確認事項(平成18年7月25日)」において確認された意向調査の扱い方に基づくこと。
- ② 役員は4つの職種の中の「大学教員」に含むこととする。ただし、常勤の監事については、文部科学大臣任命であること、大学からの独立性の問題等を勘案し、意向調査投票資格者から外すものとする。

5 学長選考意向調査投票管理委員会の設置について

議長から、学長選考要項第8条第1項の規定に基づき、学長選考意向調査投票管理委員会を設置した旨の報告があり、吉武委員から、資料6に基づき、同委員会の構成及び開催予定等について説明があった。

委員から、推薦者が同委員会委員になった場合の取扱いについて質疑があり、事務局から、学長選考要項実施細則において、学長候補者として推薦されることに同意した者及び推薦代表者は委員になることができない旨規定されているが、通常の推薦者が委員となることについては妨げられていない旨の説明があった。

6 第12回学長選考会議日程について

議長から、次回の本会議の日程について確認しておきたい旨の発言があり、吉武委員から、資料7に基づき、学長予定者決定のための学長選考会議の進め方について説明があった。

次いで意見交換が行われ、以下の事項について確認された。

- ① 次回の本会議前に意向調査投票の結果が公表されること等から、学長候補者の辞退を認めることとするが、その場合には、推薦代表者の同意を得た上で、辞退届を書面により学長選考会議議長へ提出させることとする。
- ② 学長候補者との面談は推薦受付順に行うものとする。また、プレゼンテーションは口頭によるものとし、スライド等は使用しないこと。
- ③ 質疑応答については、議長が全ての学長候補者に対して共通の質問(本学や大学全体についての現状認識、課題と解決策、学長としてリーダーシップを発揮していく際に最も重視する事項)を行った後、各委員が自由に質疑を行うスタイルとすること。
- ④ 学長予定者の決定方法については、1人の学長候補者が出席委員の3分の2の賛意を得るまで投票を繰り返す方式は採らず、当日の議論の集約具合を見計らいながら必要に応じて投票を行うなど臨機応変に対応すること。
- ⑤ 本会議として学長予定者の選考理由を明確にする必要があることから、選考理由を十分整理できるだけの時間を取る必要があること。
- ⑥ 学長予定者に決定した者に対して、学長選考会議議長が電話連絡により本人の意思確認を行うこと。また、会議終了後、速やかに、学長予定者となった者による記者会見を行うこと。

以上